

平成30年度「運輸安全マネジメントに関する取組結果について」【概要版】

I 運輸安全マネジメントに関する取組（本編1～2ページ）

道路運送法により運送事業者は、国の指針に基づく運輸安全マネジメントに取り組むことが義務付けられています。

○川崎市交通局旅客自動車運送事業安全管理規程

道路運送法の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的としています。

○川崎市交通局安全方針

川崎市交通局旅客自動車運送事業安全管理規程に基づき、川崎市交通局安全方針を次のとおり定めています。

川崎市交通局安全方針

私たちは、どなたにも安心してご利用いただける市バスをめざして、次のことに取り組みます。

- 1 安全最優先を徹底します。
- 2 法令・規則等のルール、手順を確実に守ります。
- 3 安全を守るための取組について、絶えず見直しを行います。
- 4 情報を共有し、安全第一の職場を全職員で築きます。

II 平成30年度の輸送の安全に関する情報（本編3～10ページ）

1 平成30年度の輸送の安全に関する目標

○有責事故発生件数

（本編3ページ）

走行距離10万km当たり【目標0.28件以下】

○重点取組事項

重大事故につながりかねない「自転車関係事故」の防止

○形態別目標（有責事故）

- ・静止物接触事故【目標7件以下】
- ・車内人身事故【目標8件以下】

2 平成30年度の輸送の安全に関する取組

○安全最優先の徹底

（本編3～8ページ）

- ・「安全方針」の全職場掲示、研修等における説明、唱和
- ・酒気帯び出勤防止、シートベルト装着等について、全職員に徹底

○効果的な事故防止対策の実施

- ・主要バスターミナル等における街頭指導の実施
- ・各営業所で地域特性に応じた事故防止対策の実施
- ・啓発活動の実施
- 交通安全教室の開催（12回開催、受講者1,638人）、小学校の交通安全教室で使用するパンフレットとDVDを作成・市内小学校へ配布
- ・ウインカーチャイムの導入（全車両）

○運行管理体制の充実・強化

- ・運行管理者研修の実施
- ・点呼執行の適切・厳正な実施
- ・デジタルサイネージによる情報の掲出

○運行ミス防止の取組

- ・「基本動作の習慣化」や「発生の多い指定交差点での行先アナウンス」などの実施
- ・非常時連絡用無線機を使用した各車両への注意喚起
- ・主要駅及び指定交差点手前停留所での街頭指導

○運転手等の人材育成の推進と組織の活性化

- ・輸送の安全に関する研修の実施
- ・職員の健康管理の徹底
- 定期健康診断の完全受診、インフルエンザ予防接種の助成

○運輸安全マネジメントの着実な推進

- ・マネジメントレビュー（輸送安全委員会）を4回実施
- ・意見交換会の実施
- ・内部監査の実施

3 平成30年度の取組の結果（本編8～10ページ）

○有責事故発生件数目標及び発生件数

走行距離10万km当たり【目標0.28件以下】【発生件数0.28件】目標達成

○重点取組事項、形態別目標及び発生件数

- ・重点取組事項「自転車関係事故」【発生件数2件】
- ・形態別目標
 - ・「静止物接触事故」【目標7件以下】【発生件数17件】目標未達成
 - ・「車内人身事故」【目標8件以下】【発生件数6件】目標達成

〔有責事故発生件数〕

事故種別	H29年度		H30年度		増△減	
	全体	有責	全体	有責	全体	有責
静止物接触	16	16	17	17	1	1
車内人身	23	16	8	6	△15	△10
自転車関係	6	5	4	2	△2	△3
通行人接触	1	1	0	0	△1	△1
車両接触	46	12	36	10	△10	△2
その他	0	0	1	1	1	1
合計	92	50	66	36	△26	△14

○運行ミス発生件数

	H29年度	H30年度	増△減
運行ミス発生件数	20件	18件	△2

○自動車事故報告規則第2条に基づく国土交通省への報告

〔事故報告件数〕

	H29年度	H30年度
報告件数(内有責事故件数)	3件(2件)	3件(2件)

内訳

	事故種別	概要	過失割合	根拠規定※
1	車内人身	車椅子の乗客への固定ベルト装着を失念し、右折の際に転倒し負傷したもの	当方	第7号
2	自転車関係	歩道を走行していた自転車が車道に飛び出して車両に接触したもの	先方	第15号
3	車内人身	停留所を発車したところ、着座前の乗客が転倒負傷したもの	当方	第7号

※根拠規定：自動車事故報告規則第2条

第7号：操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に11日以上の治療を要する傷害が生じたもの

第15号：自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの

〔車両路上故障報告件数〕

	H29年度	H30年度
報告件数	27件	27件

内訳

故障箇所	件	故障箇所	件	故障箇所	件	故障箇所	件
原動機	6	緩衝装置	0	電気装置	3	動力伝達装置	6
制動装置	3	シャシ補助	8	乗車装置	1	その他	0

※根拠規定：自動車事故報告規則第2条

第11号：自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの

○平成30年度の取組の総括

平成30年度の有責事故発生件数は、前年度と比較し14件減の36件となりましたが、今後も安全確認の徹底等による事故防止に努め、輸送の安全性の更なる向上に取り組んでまいります。なお、運行ミスの発生につきましても、前年度と比較し2件減の18件となりましたが、運行ミス発生の撲滅に向けて取組を推進してまいります。

III 令和元年度の輸送の安全に関する目標及び取組

（本編11～15ページ）

1 令和元年度の輸送の安全に関する目標（本編11ページ）

○有責事故発生件数目標

走行距離10万km当たりの有責事故発生件数 0.28件以下

〔形態別目標〕

- ・静止物接触事故 0.09件以下
- ・車内人身事故 0.06件以下
- ・自転車関係事故 0.04件以下
- ・通行人接触事故 0.01件以下
- ・車両接触事故 0.08件以下

○重点取組事項

「自転車関係事故」の防止

2 目標達成に向けた取組（本編11～15ページ）

○安全最優先の徹底

川崎市交通局安全方針や、コンプライアンス（法令遵守）を全職員に徹底

○効果的な事故防止対策の実施

・有責事故防止対策

・運転手による対策

バスターミナル内での慎重な運転の徹底、危険察知時の一旦停止による確実な安全確認の実施、「着座・つかまり確認」の徹底、「注意喚起の車内アナウンス」の積極的活用、高齢のお客様への十分な配慮

・予防的対策

道路走行環境の改善に向けた関係機関への要請、車内事故防止啓発ポケットティッシュ配布、LED路肩灯の全車導入（拡充）

・重点取組事項「自転車関係事故」の防止

・運転手による対策

自転車追い越し回避の徹底、自転車の不測の行動などを予測した運転の実施

・予防的対策

主要駅自転車駐輪場への注意看板設置

・営業所の地域特性に応じた取組

営業所事故防止委員会等を活用して、地域特性に即した効果的な事故防止対策を実施

・啓発活動の実施

交通安全教室の実施。小学校の交通安全教室で使用するパンフレットを市内小学校へ配布。交通安全に関する高齢者向け啓発パンフレット及びDVDの作成（新規）

○運行管理体制の充実・強化

- ・点呼の厳正実施の徹底
- ・デジタルサイネージの活用による情報伝達の充実等

○運行ミスの防止

「基本動作の習慣化」や「発生の多い指定交差点での行先アナウンス」の実施。運転手の意識向上を図るため「街頭指導」等を実施

○運転手等の人材育成の推進と組織の活性化

・輸送の安全に関する研修の実施

運転手研修、運行管理者等研修の実施。車内の動揺測定、運転手の視点計測等の機能を搭載した教習車の研修等への活用（新規）

・職員のモチベーションの向上

「運転技能コンクール」「運転手接遇コンクール（新規）」の実施による運転手の使命感やプロ意識の醸成、職員表彰の実施等

・職員の健康管理の徹底

定期健康診断の確実な受診やSAS（睡眠時無呼吸症候群）スクリーニング検査の計画的受検等。インフルエンザ予防接種の助成、運転中に脳血管疾患を発症するリスク低減のために、脳健診を実施（新規）

○運輸安全マネジメントの着実な推進

マネジメントレビュー（輸送安全委員会）の実施、内部監査の実施、貸切バス事業者安全性評価認定二ツ星取得に向けた取組の実施(拡充)等